

## 家畜衛生部会の審議状況について

- 3-1 家畜衛生部会等の開催状況
- 3-2 特定家畜伝染病防疫指針について
- 3-3 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要
- 3-4 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要
- 3-5 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要
- 3-6 飼養衛生管理基準（案）について

## 家畜衛生部会等の開催状況

開催年月日	会議名	主な議題
平成15年9月22日	第1回家畜衛生部会	○特定家畜伝染病防疫指針の作成及び飼養衛生管理基準の設定について諮問 等
平成16年7月21日	第2回家畜衛生部会	○特定家畜伝染病防疫指針の作成及び飼養衛生管理基準の設定について 等
平成15年12月16日	第1回牛豚等疾病小委員会	○「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針(案)」について 等
平成16年5月10日	第2回牛豚等疾病小委員会	○「口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針(案)」について 等
平成15年12月18日	第1回家きん疾病小委員会	○「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(案)」について 等
平成16年1月15日 (非公開)	第2回家きん疾病小委員会	○山口県における発生状況について ○感染経路の究明について 等
平成16年2月3日 (非公開)	第3回家きん疾病小委員会	○山口県における防疫対応の実施状況について ○清浄性確認検査の清浄性確認検査の実施方法について ○疫学調査等の実施状況について 等
平成16年2月23日 (非公開)	第4回家きん疾病小委員会	○山口県及び大分県の発生経過及び防疫対応について ○病性鑑定、ウイルス遺伝子解析状況 等
平成16年3月3日 (非公開)	第5回家きん疾病小委員会	○大分県での発生に係る防疫対応状況について ○京都府での発生に係る防疫対応状況と留意点について ○防疫マニュアルの見直しについて 等
平成16年4月7日 (非公開)	第6回家きん疾病小委員会	○京都府での発生に係る防疫対応について ○発生農場由来の畜産物の取扱いについて ○高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアルの見直しについて 等
平成16年6月9日	第7回家きん疾病小委員会	○「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(案)」について ○ワクチンの使用方針について 等
平成16年7月16日	第8回家きん疾病小委員会	○「高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針(案)」について ○ワクチンの使用方針について 等
平成16年3月9日 (非公開)	第1回プリオン病小委員会	○11例目のBSEの確定診断について
平成16年6月3日	第2回プリオン病小委員会	○「牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針(案)」について ○ペットフード原料としての動物由来物質の取扱いについて ○8例目以降の調査結果の報告について 等
平成15年11月28日	第1回衛生管理小委員会	○飼養衛生管理基準(案)について 等
平成16年6月16日	第2回衛生管理小委員会	○飼養衛生管理基準(案)について 等

## 特定家畜伝染病防疫指針について

- 1 平成13年の牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）の発生では、国内初の発生であったことから、具体的対策の知見がなく、また、発生を想定した緊急対応マニュアルもなかったため、初動対応が不十分となり、不必要に混乱を招いたことが指摘されている。
- 2 このため、平成15年6月、家畜伝染病予防法の一部が改正され、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要がある家畜伝染病について、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（特定家畜伝染病防疫指針）を作成し、公表することとされた（第3条の2第1項）。
- 3 また、特定家畜伝染病防疫指針を作成しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならないとされた（第3条の2第3項）ことから、同年9月19日、農林水産大臣名で、同審議会会長あて、特定家畜伝染病防疫指針の作成について諮問し、同月22日、同審議会消費・安全分科会第1回家畜衛生部会において、当面、口蹄疫、BSE及び高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針を作成していくことが了承された。

## 【参考】

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）（抄）

## （特定家畜伝染病防疫指針）

第三条の二 農林水産大臣は、家畜伝染病のうち、特に総合的に発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずる必要があるものとして農林水産省令で定めるものについて、検査、消毒、家畜等の移動の制限その他当該家畜伝染病に応じて必要となる措置を総合的に実施するための指針（以下この条において「特定家畜伝染病防疫指針」という。）を作成し、公表するものとする。

- 2 都道府県知事及び市町村長は、特定家畜伝染病防疫指針に基づき、この法律の規定による家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止のための措置を講ずるものとする。
- 3 農林水産大臣は、特定家畜伝染病防疫指針を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

## 口蹄疫に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要

## 第1 基本方針

- ・国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分方式により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施。
- ・すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策を講じられるよう、危機管理体制を構築。

## 第2 防疫措置

- ・偶蹄類の家畜の所有者に対し、異常が見られた場合には、直ちに獣医師の診察を求めるとともに、家畜保健衛生所に通報するなど、早期発見、早期通報に努めるよう指導。
- ・家畜防疫員は、家畜の所有者、獣医師等から異常家畜を発見した旨の通報があった場合には、緊急的な措置について指導又は依頼を行うとともに、直ちに立入検査を実施。
- ・本病が否定できない場合には、家畜防疫員は、病性鑑定材料を採取し、動物衛生研究所に搬送。
- ・病性決定時には、関係機関等と連絡を取りつつ、都道府県と農林水産省で公表し、それぞれ防疫対策本部を設置。必要に応じ、他都道府県の家畜防疫員、農林水産省の防疫専門家等も動員。
- ・患畜等の殺処分、死体又は汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施。
- ・家畜、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、移動制限区域（原則として半径10km以内）及び搬出制限区域（原則として半径20km）を設定。制限区域内の飼養農場等については、立入検査を実施し、清浄性を確認。
- ・ワクチンは、原則として、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合に接種。接種を行った家畜については、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限。
- ・発生時には、関係機関が連携し、感染源及び感染経路の究明のための網羅的な疫学調査を実施。

## 第3 防疫対応の強化

- ・関係機関と連携し、国、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制を構築。
- ・周辺都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、発生時を想定した防疫演習等を実施。
- ・国は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、本病に関する研究を積極的に推進。
- ・本病の発生を的確に予防する観点から、飼養衛生管理基準の遵守等による家畜の適切な衛生管理の方法について助言及び指導。

## 高病原性鳥インフルエンザに関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要

## 第1 基本方針

- ・国内で発生した際には、国際的な本病清浄国の防疫原則に則り、殺処分方式により本病の撲滅を図り、常在化を防止する対策を実施。
- ・すべての関係者が一体となって侵入防止による清浄性の維持及び早期発見のための監視体制の維持を図るとともに、発生時における迅速かつ的確なまん延防止対策を講じられるよう、危機管理体制を構築。

## 第2 防疫措置

- ・本病に関する知識の普及・啓発に努め、本病を否定できない症例を発見した旨の通報等を受けたときは、直ちに家畜防疫員による立入検査を実施。
- ・臨床症状を示す家きん及び死亡した家きんを対象に、家畜保健衛生所は動物衛生研究所と連携し、病性鑑定を実施。
- ・病性決定時には、関係機関等と連絡を取りつつ、都道府県と農林水産省で公表し、それぞれ対策本部を設置。必要に応じ、他都道府県の家畜防疫員、農林水産省の防疫専門家等も動員。
- ・防疫措置の実施に当たっては、公衆衛生部局と連携し、防疫作業に従事する者は感染防止に努めるよう十分留意。
- ・患畜等の殺処分、死体又は汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の必要なまん延防止措置を早急に実施。
- ・家きん、その死体又は本病の病原体をひろげるおそれがある物品について、移動制限区域（原則として半径10km以内）及び搬出制限区域を設定。制限区域内の飼養農場等については、立入検査を実施し、清浄性を確認。
- ・ワクチンは、原則として、殺処分と移動制限による方法のみではまん延防止が困難であると判断された場合に接種。接種を行った家きんについては、接種を行った旨の標識を付し、その移動を制限するとともに、接種農場においてはモニタリングを実施。
- ・発生時には、関係機関が連携し、感染経路の究明のための網羅的な疫学調査を実施。

## 第3 防疫対応の強化

- ・関係機関と連携し、国、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制を構築。
- ・周辺都道府県及び都道府県内関係者の参加を幅広く求め、発生時を想定した防疫演習等を実施。
- ・国は、動物衛生研究所、大学等の試験研究機関との連携を強化し、本病に関する研究を積極的に推進。
- ・本病の発生を迅速に発見する監視体制を継続し、地域の実態にあったモニタリングを実施。

## 牛海綿状脳症に関する特定家畜伝染病防疫指針（案）の概要

## 第1 基本方針

- ・輸出国における本病の発生状況、発生リスク等に関する情報に基づく輸入検疫及び反すう動物由来たん白質を原料又は材料とする飼料等の給与禁止措置を確実に実施することにより、発生の予防を図るとともに、本病を疑う症状を呈した牛又は死亡した牛の検査及び当該検査に基づく措置を的確に実施することにより、まん延防止を図ることが重要。
- ・すべての関係者が一体となって、本病の発生予防及びまん延防止措置の的確な実施のための体制を整備するとともに、発生時において迅速かつ的確なまん延防止措置が講じられるよう危機管理体制を構築。

## 第2 防疫措置

- ・家畜の所有者、獣医師等に対し、農場段階において進行性の臨床症状を呈した牛等を発見したときは、速やかに家畜保健衛生所に通報するよう周知し、立入検査等において家畜防疫員が異常牛であると判断した場合にあっては、疑似患畜として本病の迅速診断検査を実施。
- ・迅速診断検査の結果が陽性である場合にあっては、動物衛生研究所に病性鑑定材料を送付し、確定検査を実施。
- ・24か月齢以上の牛が死亡したときは、当該牛の死体を検案した獣医師等に対し、その旨を速やかに家畜保健衛生所に届け出るよう周知し、届出があった死亡牛について、本病の迅速診断検査を実施。
- ・と畜検査における本病のスクリーニング検査の結果が陽性である場合にあっては、出荷農場の所在する都道府県畜産主務課は、直ちに出荷農場を特定し、当該出荷農場における移動の自粛の要請、導入元関連農場の特定等の疫学調査などを実施。
- ・患畜発生農場等においては、疑似患畜の殺処分、死体又は汚染物品の焼却、畜舎の消毒等の必要な防疫措置を実施するとともに、当該農場等における牛の飼養状況、給与飼料等の疫学情報を収集。
- ・と畜検査の結果、本病と確定診断された場合にあっては、家畜防疫員は、と畜検査員と連携し、と畜場の設置者等が行うと畜場の消毒及び患畜の焼却を確認。
- ・発生時には、関係機関が連携し、感染源及び感染経路の究明のための網羅的な疫学調査を実施。

## 第3 防疫対応の強化

- ・関係機関と連携し、国、都道府県及び市町村の各段階で、危機管理体制を構築。
- ・国は、動物衛生研究所等の試験研究機関との連携を強化し、本病に関する研究を積極的に推進。
- ・本病の防疫措置に当たっては、患畜の生産・出荷農場、患畜との同居牛、疑似患畜等の特定を迅速かつ的確に行うため、牛個体識別台帳の情報を適切に活用。

## 飼養衛生管理基準について

### 1 飼養衛生管理基準の目的

食品の安全性を確保する観点から、家畜の生産段階から消費の段階に至るまでの各段階で、総合的に病原微生物等のリスクによる影響を抑制することが求められている。

家畜の伝染性疾病の中には、家畜の所有者が衛生管理を徹底することでその発生を予防できるものもあることから、家畜伝染病予防法（以下「法」という。）において、農林水産大臣が、特定の家畜についてその飼養に係る衛生管理の方法に関し家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を、あらかじめ食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて農林水産省令に定めるとともに、当該家畜の所有者に飼養衛生管理基準の遵守を義務付けることとされた（法第12条の3）。

また、その実効性を確保するため、当該基準に違反している者に対しては、都道府県知事が遵守すべき事項を定めて勧告し、さらに、当該勧告に従わない者に対しては、当該勧告に従うべき旨の命令を発することができることとされ、この命令に違反した場合には罰則が科されることとされた（法第12条の4、第65条第2号）。

### 2 飼養衛生管理基準を定めるべき家畜の種類

我が国畜産経営における主な家畜としては牛、馬、豚、鶏等があげられるが、食品の安全性確保という観点からは、特に牛、豚及び鶏の生産段階での衛生管理の徹底が求められることから、牛、豚及び鶏について飼養衛生管理基準を定めることとされた（家畜伝染病予防法施行令第2条）。

### 3 作成のための検討について

飼養衛生管理基準の作成に当たっては、専門家の意見の反映、政策決定過程の透明性の確保のため、食料・農業・農村政策審議会に意見を聴かなければならないこととされている（法第12条の3第3項）。このため、同審議会の下に消費・安全分科会家畜衛生部会を設置するとともに、基準の具体的な内容を検討するため同部会の下に衛生管理小委員会を設置し、小委員会での検討及び家畜衛生部会の議決を経た上で、当該基準を作成することとした。

## 飼養衛生管理基準（案）

（家畜伝染病予防法施行規則第二十一条の二として次の一条を挿入）

### （飼養衛生管理基準）

第二十一条の二 法第十二条の三第一項の飼養衛生管理基準は、次のとおりとする。

- 一 畜舎及び器具の清掃又は消毒を定期的に行うとともに、家畜及び作業衣、作業靴等を清潔に保つこと。
- 二 他の農場等に立ち入った車両が農場に出入りするときは、当該車両の消毒に努めること。
- 三 畜舎に出入りするときは、手指、作業衣、作業靴等について、病原体が広がるのを防止するために必要な消毒その他の措置をとること。また、他の農場等に立ち入った者がみだりに畜舎に立ち入らないようにすること。
- 四 畜舎の屋根、壁面の破損を修繕するとともに、窓、出入口等の開口部にネット等の必要な設備を設ける等により、ねずみ、野鳥等の野生動物及びはえ、蚊等の害虫の侵入の防止に努めること。また、必要に応じて、ねずみ及びはえ、蚊等の害虫を駆除すること。
- 五 家畜及びねずみ、野鳥等の野生動物の糞等が混入しないよう、清浄な飼料及び水の給与に努めること。
- 六 家畜の異常をできるだけ早期に見ることができるよう、家畜の健康管理に努め、異常が認められた場合その他の必要な場合には、獣医師の診療又は指導を求めること。
- 七 家畜の健康に悪影響を及ぼすような過密な状態で家畜を飼養しないこと。
- 八 家畜を他の農場等に出荷する際には、当該家畜が移動することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜の健康状態を確認すること。
- 九 他の農場等から家畜を導入する場合には、当該家畜を導入することにより病原体が広がるのを防止するため、当該家畜に異常がないことを確認するまでの間、他の家畜と接触させないようにすること。
- 十 疾病ごとの症状、原因、感染経路等、家畜の伝染性疾病の発生の予防に関する知識及び技術の習得に努めること。



家畜伝染病予防法（昭和二十六年五月三十一日法律第百六十六号）抄

最終改正：平成一五年六月十一日法律第七十三号

第二章 家畜の伝染性疾病の発生の予防

（飼養衛生管理基準）

第十二条の三 農林水産大臣は、政令で定める家畜について、農林水産省令で、当該家畜の飼養に係る衛生管理の方法に關し家畜の所有者が遵守すべき基準（以下「飼養衛生管理基準」という。）を定めなければならない。

2 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、当該飼養衛生管理基準に定めるところにより、当該家畜の飼養に係る衛生管理を行わなければならない。

3 農林水産大臣は、飼養衛生管理基準を設定し、改正し、又は廃止しようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴かなければならない。

（勧告及び命令）

第十二条の四 都道府県知事は、家畜の所有者が飼養衛生管理基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、家畜の飼養に係る衛生管理の方法を改善すべきことを勧告することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

第六十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第四条の二第三項若しくは第五項、第五条第一項、第六条第一項、第九条、第十二条の四第二項、第二十六条第一項又は第三十条（第五条第一項、第六条第一項、第九条、第二十六条第一項及び第三十条については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

三 十三 (略)

家畜伝染病予防法施行令（昭和二十八年八月三十一日政令第二百三十五号）抄

最終改正：平成十五年六月二十七日政令第二百八十八号

（飼養衛生管理基準を定めるべき家畜）

第二条 法第十二条の三第一項の政令で定める家畜は、牛、豚及び鶏とする。